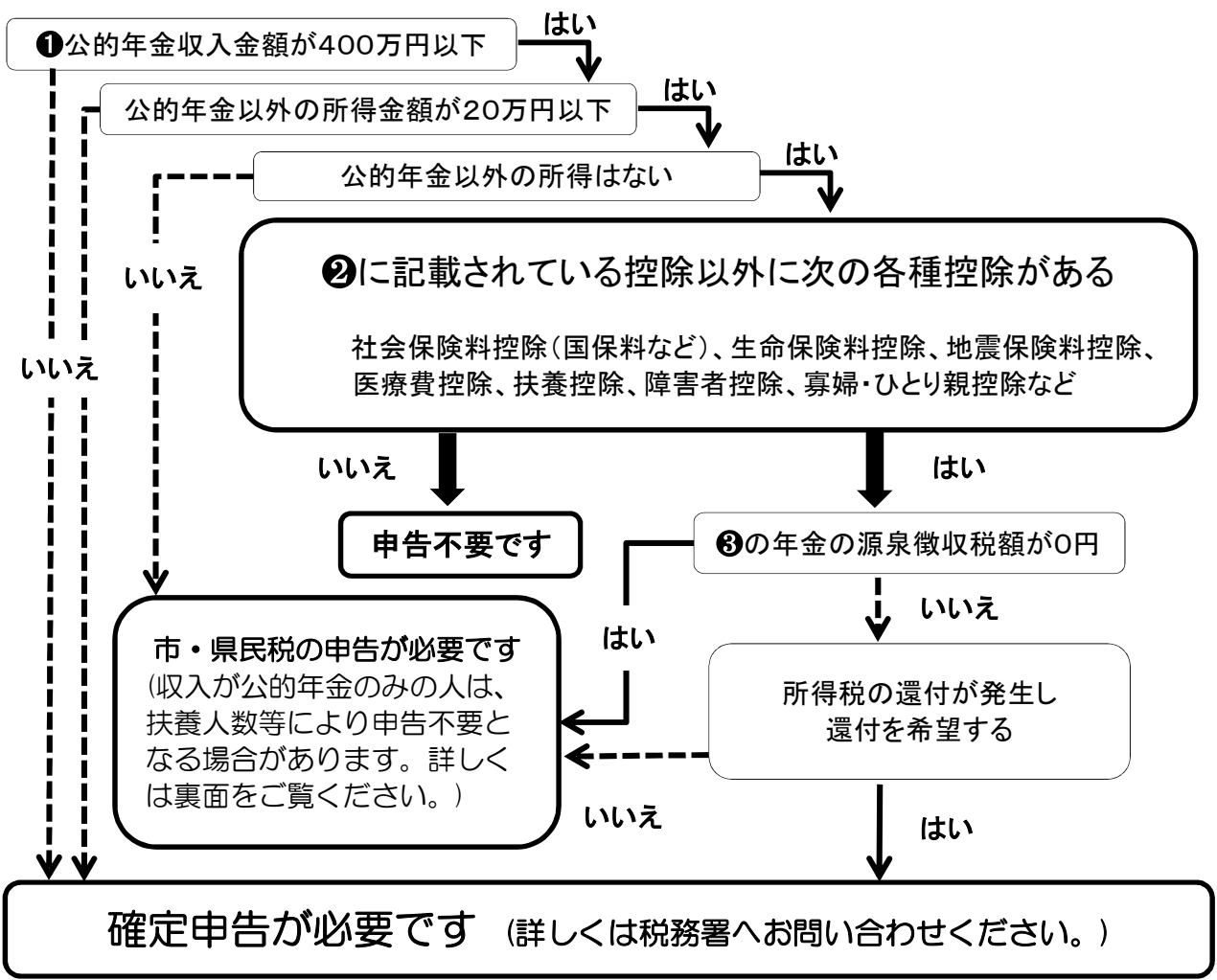


公的年金（遺族年金・障害年金を除く）を受給している人の 申告の判断方法

公的年金等の源泉徴収票の様式です。
①～③の内容を見ながら、
下のフローチャートに沿って
判断してください。

令和 年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者		住所又は居所		個人番号	
(フリガナ)					
氏名		生年月日		明治 大正 昭和 平成 令和	
				年 月 日	
区分	支払金額	源泉徴収税額			
所得税法第203条の3第1号適用分	円	円			
所得税法第203条の3第2号適用分					
所得税法第203条の3第3号適用分					
所得税法第203条の3第4号適用分					
本人	控除対象扶養親族の数	障害者の数	社会保険料の額		
特別 除給者	特定	特別			
その他の 除給者	その他	その他			
特別 寡婦					
寡婦 寡夫					
一般 老人					
源泉控除対象配偶者	16歳未満の扶養親族	16歳未満の扶養親族			
区分	区分	区分	区分	区分	



【収入が公的年金のみの人】 市民税・県民税の申告が必要ない場合があります



収入が公的年金（遺族年金・障害者年金を除く）のみで、市民税・県民税に影響のない人は市民税・県民税の申告の必要はありません。
そのため、社会保険料控除や医療費控除などを追加する申告をしても税額が変わらない場合があります。

令和 年分 公的年金等の源泉徴収票				
住所又は居所 支払を受ける者 (フリガナ)	生年月日			
氏名	年金の種類			
区分	支払金額	源泉徴収税額		
所屬法定受給者の第1号・第4号部分	円	円		
所屬法定受給者の第2号・第3号部分	円	円		
所屬法定受給者の第5号部分	円	円		
所屬法定受給者の第6号部分	円	円		
本人	控除対象扶養親族の数	障害者の数	控除対象者である親族の数	社会保険料の額
特別の障害者 その他の障害者	特別 その他	特別 その他	特別 その他	円
ひとり親	扶養人数			

源泉徴収票（左図の丸囲み部分）を確認して、次の表「申告をしなくても税額に影響のない収入金額一覧」に当てはまる人は、申告の必要がありません。



障害者・寡婦・ひとり親

<申告をしなくても税額に影響のない年金収入金額一覧>

均等割＝4,000円
均等割に森林環境税（国税）1,000円が加算されます。

均等割 所得割	均等割・所得割 【どちらも非課税】		均等割【課税】・所得割【非課税】	
	65歳未満	65歳以上	65歳未満	65歳以上
扶養人数 (配偶者含む)				
0人	1,015,000円以下	1,515,000円以下	1,050,000円以下	1,550,000円以下
1人	1,592,001円以下	2,019,000円以下	1,860,000円以下	2,220,000円以下
2人	2,012,001円以下	2,334,000円以下	2,326,667円以下	2,570,000円以下
3人	2,432,001円以下	2,649,000円以下	2,793,334円以下	2,920,000円以下
4人	2,852,001円以下	2,964,000円以下	3,260,001円以下	3,270,000円以下
5人	3,272,001円以下	3,279,000円以下	3,726,667円以下	3,726,667円以下
障害者・寡婦・ひとり親に印あり※	2,166,667円以下	2,450,000円以下		

※障害者・寡婦・ひとり親に該当する人は、扶養人数に関わらず表の金額以下であれば均等割・所得割どちらも非課税です。

例1

扶養人数（配偶者含む）が0人で年金収入が1,500,000円の67歳の人
⇒均等割・所得割どちらも非課税のため、申告不要。

例2

扶養人数（配偶者含む）が1人で年金収入が2,200,000円の70歳の人
⇒均等割のみが課税となり、所得割は非課税となる。

そのため社会保険料控除等を追加しても、税額は均等割のみで変わりがないので申告不要。